

平成27年第8回玉名市農業委員会総会議事録

平成27年7月6日（月）午後2時 玉名市役所4階 会議室
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	東 令佐	2番	取本 一則	3番	清田 順次	4番	西川 英文
5番	井上 清晴	7番	永田 知博	8番	松本 恒幸	9番	荒木ひろ子
10番	坂本 誠二	11番	竹下 宏介	12番	坂西 孝之	13番	本田多美子
14番	森川 正志	15番	丸山 近信	16番	平野 忠臣	17番	田辺 信之
18番	鎌本 勝利	20番	大野 金生	21番	田上 一	22番	小路 修三
23番	徳井 勝美	24番	田上 均	25番	杉本 征子	26番	小島 昌文
27番	植田 勇一	28番	植田 英男	29番	三川 了	30番	田上 輝行
31番	米野 旨雄	33番	生田三之利	34番	堀田 昌子	35番	谷川 文武
36番	岩永 幹生	37番	池本 信秋	38番	小田 募		

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

6番 鶴田 克士 19番 荒木まつ子 32番 松本 哲海

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 福田 高広 次長 二階堂 正一郎
係長 上村 健也 参事 西山 美和 主査 田川 由香

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第40号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第41号 農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）
第42号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第43号 事業計画変更承認申請について（4条許可後）
第44号 事業計画変更承認申請について（5条許可後）
第45号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
第46号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
第47号 農用地利用集積計画の決定について
第48号 農用地利用配分計画案の意見決定について

報 告

第16号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）

第17号 農地の形状変更届について

1. 開 会

○事務局長（福田高広君） それでは皆様こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから開会いたしたいと思えます。現在、委員38名のうち、本日は鶴田克士委員と松本哲海委員、2名の方から欠席の届出があつております。また、荒木まつ子委員がちょっと遅れておりますけど、現在、38名中35名の出席でございますので、玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会議は成立しておりますので、ただいまから、平成27年第8回玉名市農業委員会総会を開催いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（福田高広君） まず最初に東会長から御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第4条によりまして議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（東 令佐君） 皆さん、こんにちは。今回が今期最後の総会になります。それぞれ皆さん方いろいろと思ひがあるかと思ひますけれども、きょうは最後でございますので張り切って締まっていきましょう。総会が有意義に終わりますことをお願い申し上げます。

まず、皆さん方にお知らせしたいことがございます。農業共済組合より推薦され選任されておりました福田友明委員が、6月末をもちまして勇退されることになりました。したがいまして、7月より梅林の平野忠臣委員が選任されました。平野委員より自己紹介をお願いいたします。どうぞ。

○・・・（平野忠臣君） 皆さん、こんにちは。共済組合から推薦を受けました平野忠臣です。今後ともよろしく願ひいたします。

○議長（東 令佐君） どうぞよろしく願ひいたします。

それでは、新しく平野委員をお迎えしたところで、議席の番号が変わりますので、玉名市農業委員会会議規則第7条の規定に基づき、議長において指定いたしますので、委員の議席と氏名を事務局より朗読していただきますので、局長、どうぞ。

○事務局長（福田高広君） それでは、議席の番号と氏名を朗読いたします。なお、敬称は略させていただきます。1番、東令佐、2番、取本一則、3番、清田順次、4番、西川英文、5番、井上清晴、6番、鶴田克士、7番、永田知博、8番、松本恒幸、9番、荒木ひろ子、10番、坂本誠二、11番、竹下宏介、12番、坂西孝之、13番、本田多美子、14番、森川正志、15番、丸山近信、16番、平野忠臣、17番、田辺信之、18番、楢本勝利、19番、荒木まつ子、20番、大野金生、21番、田上一、22番、小路修三、23番、徳井勝美、24番、田上均、25番、杉本征子、26番、小島昌文、27番、植田勇一、28番、植田英男、29番、三川了、30番、田上輝行、31番、米野旨雄、32番、松本哲海、33番、生田三

之利、34番、堀田昌子、35番、谷川文武、36番、岩永幹生、37番、池本信秋、38番、小田募、以上でございます。

○議長（東 令佐君） ただいま朗読していただきましたとおり指定をいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日は、議第40号より議第48号まで67件と、報告第16号より報告第17号までの16件が提案されております。慎重なる審議、よろしくお願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○会長（東 令佐君） 本日の議事録の署名委員は、8番、松本委員と9番、荒木委員にお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（東 令佐君） それでは、議事に入ります。

議第40号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） それでは1ページから、議第40号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成27年7月6日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、岱明町の滑石の申請人で、申請物件が岱明町の田697㎡外1筆、計1,186㎡を、労力不足と経営拡張による売買です。

2番、滑石の申請人で、申請物件が滑石の田640㎡を弟へ贈与するものです。

3番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田520㎡を相手方の要望と耕作便利による売買でございます。

4番、小野尻の申請人で、申請物件が小野尻の田457㎡を相手方の要望と耕作便利による売買です。

5番、福岡県福岡市と伊倉の申請人で、申請物件が伊倉の畑799㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

6番、福岡県大野城市と伊倉の申請人で、申請物件が伊倉の畑582㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

7番、京都市と山部田の申請人で、申請物件が上小田の田2,157㎡を労働力不足と相手方の要望による売買です。

8番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑199㎡外6筆、計2,884

m²を子へ一括贈与するものです。

9番、福岡県大牟田市と横島町の申請人で、申請物件が横島町の田631m²を労力不足と経営拡張による売買です。

10番が、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田9,883m²を持分2分の1で父へ贈与するもので、次の11番と関連しております。

11番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田9,883m²を持分2分の1で母へ贈与するもので、前の10番と関連しております。

12番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田1,942m²を労力不足と新規就農による売買です。

13番、阿蘇郡産山村と天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑1,680m²外1筆、計2,248m²を労力不足と新規就農による売買でございます。

なお、12番、13番は議第41号の4番と関連しており、合わせると下限面積を超えるものでございます。

14番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑1,683m²外1筆、計3,044m²を労力不足と経営拡張による売買でございます。

以上14件、合計の36,856m²を御提案申し上げております。農地法第3条第2項の各号の禁止規定から申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、また、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全て満たしているものと判断いたしましたので、御提案申し上げました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番と2番は委員さんが同じですので、続けてどうぞ。

○5番（井上清晴君） 5番、井上です。1番の件について説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということで、下限面積も満たされているので許可相当と判断いたしました。

2番の件は、譲渡人と譲受人は兄弟でありまして、弟への贈与ということで許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、3番、どうぞ。

○7番（永田知博君） 7番、永田でございます。3番の案件について御説明いたします。

渡人は相手方の要望ということですが、受人のほうは兼業ではございませんけれども、13,000m²の農地を経営しておりまして、非常に前向きに頑張っております。よって、これは許可相当であると判断いたしました。以上でございます。

○議長（東 令佐君） 次、4番、どうぞ。

○11番（竹下宏介君） 11番、竹下です。4番の案件について御説明します。

譲渡人は相手方の要望、譲受人は耕作便利で、下限面積も満たされており、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、5番と6番も委員さんが同じですので、続けてどうぞ。

○12番（坂西孝之君） 12番、坂西です。5番、6番説明します。

労力不足と経営拡張ということで、それとここに金額が書いてありますけども、高いと皆さん思われがちかと思えますけども、両者間での納得のうえの合意のもとですので、何ら問題はなく許可相当かと思えます。以上です。

○議長（東 令佐君） 7番、どうぞ。

○17番（田辺信之君） 17番の田辺です。譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望ということで、下限面積も満たされています。機械力は十分ありますので許可相当と判断します。

農業委員会にこの件でよかですか、事務局に。この譲受人のほうのこれは稼働人員のところはゼロになつとるばつてんが、ゼロでよかつですかね。

○参事（西山美和君） 事務局より説明いたします。

譲受人のほうは農業生産法人ですので、稼働人員がゼロになってますけども、法人の基本要件で許可要件にですね、農作業常時従事要件は不要ですから何ら問題はありせん。この表示の仕方がゼロということだけでですね、農業生産法人として認められてますので、問題はありせん。

○17番（田辺信之君） わかりました。これで終わります。

○議長（東 令佐君） よかですか。それでは、次は8番、どうぞ。

○23番（徳井勝美君） 23番の徳井です。譲渡人はお父さんで譲受人は子どもです。

下限面積も満たされており、許可相当と思えます。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、9、10、11番も委員さんが同じですので、続けてどうぞ。

○29番（三川 了君） 29番、三川です。9番の案件について御説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということで、下限面積も満たしており、許可相当と判断いたします。

10番、11番は関連していますので同時説明とさせていただきます。

子から親への贈与ということで、これは子どもさんが海外への永住ということで、2分の1ずつ父と母への贈与ということで、何ら問題はなく許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（東 令佐君） 次も12と13は委員さんが同じですので、続けてどうぞ。

○36番（岩永幹生君） 36番、岩永です。12番と13番の案件は関連しておりますので一緒に説明します。

譲渡人は12番、13番とも労力不足です。譲受人は新規就農ということで、定数の委員5名、本人より話を聞いております。本人は農業がしたいとやる気が十分伝わってきました。下限面積は満たされませんが、関連で議第41号4番が許可されれば下限面積も満たしますので、許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、14番、どうぞ。

○37番（池本信秋君） 37番、池本です。14番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張であります。下限面積も満たされており、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、1番から11番及び14番については原案どおり、12、13番については、議第41号4番が許可されれば下限面積を満たしますので、議第41号4番の許可と同時に許可することで決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第40号の1番から11番及び14番については、許可することに決定しました。12番、13番については、議第41号4番が許可となれば同時に許可することに決定しました。

次に、議第41号、農地法第3条、農地の貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局長（福田高広君） 議第41号、農地の貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成27年7月6日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番が、小野尻と中坂門田の申請人で、申請物件が安楽寺の田3,729㎡を労力不足と経営拡張により、平成27年7月6日から5年間契約するものでございます。

2番、玉名と和水町の申請人で、申請物件が玉名の田1,467㎡外3筆、計5,309㎡を相手方の要望と新規就農により、平成27年7月6日から5年間契約するものです。

3番、横島町と和水町の申請人で、申請物件が横島町の田831㎡外2筆、計8,771㎡を相手方の要望と新規就農により、平成27年7月6日から5年間契約するものです。

4番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑345㎡外2筆、計853㎡を労力不足と新規就農により、平成27年7月6日から5年間契約するもので、先ほどの議第40号12番、13番と関連しております。

以上4件、合計の18,662㎡を御提案申し上げております。

農地法第3条第2項の各号の禁止規定から申請内容を審査しました。取得後の全ての農地の利用をすること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題ないこと、また、下限面積要件も超えているから、許可相当と判断しておりますので御提案申し上げます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○13番（本田多美子君） 13番、本田です。貸人は労力不足、借人は経営拡張ということで、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、2番、どうぞ。

○17番（田辺信之君） 17番の田辺です。貸人は相手方の要望、借人は新規就農ということで、ここの人員は法人ですからさっきの説明のとおり稼働人員はゼロになっていますけど、社員の中で兼業農家で農業をしている人がいるということで、その人たちを活用するというので、機械力はですね、リースで行なうという説明をこの前受けました。それで3番と関連しますけど、機械力等も充実していますので許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、3番、どうぞ。

○24番（田上 均君） 24番、田上です。3番の件は2番の案件と同様で、異常ありません。

○議長（東 令佐君） 次、4番、どうぞ。

○36番（岩永幹生君） 36番、岩永です。貸人は労力不足、借人は新規就農で、議第40号12番と13番との面積を合わせれば下限面積を満たしますので、許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(東 令佐君) 異議がないものと認め、議第41号については、許可することに決定しました。

次に、議第42号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長(福田高広君) 議第42号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成27年7月6日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、滑石の申請人で、申請物件が滑石の田540㎡外4筆、計2,405㎡を労力不足と相手方の要望により、平成27年7月6日から5年間契約するものです。

2番、滑石の申請人で、申請物件が滑石の田977㎡外1筆、計1,934㎡を相手方の要望と規模拡大により、平成27年7月6日から5年間の契約するものでございます。

3番、横田の申請人で、申請物件が伊倉の田967㎡外16筆、計25,119㎡を農業者年金受給により、平成27年7月6日から15年間契約するものでございます。

4番、横島町と熊本市の申請人で、申請物件が横島町の田3,066㎡外2筆、計8,124.66㎡を農業者年金受給により、平成27年7月6日から10年間契約するものです。

5番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,004㎡外4筆、計5,040㎡を経営移譲により、平成27年7月6日から10年間契約するものです。

6番、熊本市の申請人で、申請物件が天水町の畑506㎡外1筆、計3,860㎡を農業者年金受給により、平成27年7月6日から10年間契約するものです。

以上6件、合計46,482.66㎡を御提案申し上げております。

農地法第3条第2項の各号の禁止規定から申請内容を審査しました。取得後の全ての農地の利用をすること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全て満たしているものと判断いたしましたので御提案いたしております。よろしくをお願いいたします。

○議長(東 令佐君) 説明が終わりました。

受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番と2番を続けてどうぞ。

○5番（井上清晴君） 5番、井上です。1番の件について説明いたします。

貸人は労力不足、借人は相手方の要望ということで、下限面積も満たされており、許可相当と判断いたします。

2番の案件について説明いたします。

2番の案件も貸人は相手方の要望、借人は規模拡大ということで、下限面積も満たされており、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、3番、どうぞ。

○12番（坂西孝之君） 12番、坂西です。親子間でございまして、農業者年金受給のための再設定ということで、何ら問題なく許可相当だと思います。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、4番と5番も続けてどうぞ。

○24番（田上 均君） 24番、田上です。4番の案件は、申請人は親子ですが、農業者年金受給のための再設定で、何ら問題ないと思います。

それから、5番の案件については、これは申請人は夫婦ですけども、外国人研修生を7名ぐらい常時受け入れて、トマト農家をしているところで、その一部を嫁さんのほうにですね、経営移譲するということです。要件を満たしておりますし、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、6番、どうぞ。

○36番（岩永幹生君） 36番、岩永です。農業者年金受給のための子どもさんへの経営移譲ですので、許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。はい、どうぞ。

○13番（本田多美子君） 5番の案件についてお尋ねします。

こういうのはちょっと珍しくて、教えていただきたいんですけど、2人が経営主になるということですよ、半分ずつに分けて。何か意図的な税金対策とか、そういうふうな感じなのかなと、ちょっとそういうところを教えていただけると。

○24番（田上 均君） 一つはですね、農業生産法人でやっ取るわけですね。その中で研修生を通年受け入れて、ということで、その一部をですね、嫁さんのほうにやるということで、その根拠は何かちょっとはっきりわかりませんが、多分経営上の問題でそういうことになったろうと思います。それ以上のことは知らんです。

○議長（東 令佐君） 事務局、今の答弁で大丈夫ですか。

○参事（西山美和君） 大体、はい、外国人受入れの関係でですね、経営を別にしたほうが受け入れやすいということでですね、経営を別にされています。

○議長（東 令佐君） よかですか。ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第42号については、許可することに決定しました。

次に、議第43号、農地法第4条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第43号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第4条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成27年7月6日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件が松木の田758㎡で、当初賃貸住宅及び駐車場とする予定でしたが、調剤薬局用地として賃貸することになったための変更でございます。

以上1件、計758㎡を御提案申し上げます。なお、議第46号2番との関連がございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番について、担当委員の説明をお願いいたします。どうぞ。

○3番（清田順次君） 3番、清田です。1番の案件について御説明を申し上げます。

今、事務局から御説明があったとおりで、もともとは賃貸の住宅を建てるというふうなことですが、4棟は現行の西側に建ってるというふうなことでございますが、調剤薬局との施設の賃貸というふうなことで、何ら問題はございませんので許可相当でございます。以上です。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。農地法第4条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第43号について、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第44号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請につ

いてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第44号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成27年7月6日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番の申請物件が、三ツ川の田333㎡外2筆、計1,262㎡で、当初、植林とする予定でしたが、進入用道路として使用するための変更でございます。

以上1件、1,262㎡を御提案申し上げます。なお、議第46号8番と関連がございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番について、担当委員の説明をお願いいたします。どうぞ。

○18番（楢本勝利君） 18番、楢本です。1番の案件について説明します。

現地は以前、山砂の採集、販売されたとき、その南側の土地が太陽光発電所の敷地のため、その管理用道路として利用することとなったため、現在2.75M強のメガソーラーへの売電事業を行なっているが、管理修繕を行なうには本申請地を通らねばできないため本申請を行なう次第であります。点検車両の駐車場や災害時の臨時資材置場、管理用道路が必要不可欠な状況であります。現地は1,262㎡、建物などの設置は一切行なわない。雨水に関しては自然浸透、オーバーフロー、雨水は南側水路に流します。造成などは一切行なわず、現況にて利用するため、近隣農地の被害は一切ないものと思われま。

事務局との調査の結果、許可相当と判断しました。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。はい、どうぞ。

○13番（本田多美子君） この方はよく覚えてるんですけど、植林をたびたび申請されていらっしゃったと思うんですけど、これだけだったですかね、植林、どんぐりの木を植わすということで許可を大分されてらっしゃったと思うんですけど、そのほかにはこれ以外に面積的なものはあるんでしょうか、この方の所有の、どがんだろか。全部この植林で申請された分は、みんなこの進入用道路になってしまったんでしょうか。何件か何回かあったからですね、どうも頭にあって、植林をなさるのかなてそのときもお話をしてて、どんぐりの木だった。

○議長（東 令佐君） 事務局。

○13番（本田多美子君） そこまではわかりませんか。

○係長（上村健也君） 平成20年7月と22年6月に分けて許可申請がされております。

○13番（本田多美子君） それが全部この面積になってるんですか。

○係長（上村健也君） そうですね、その2回と他は今回の申請物件を合わせた面積です。

○13番（本田多美子君） じゃあ全然植林というのはできなかったということですね。

○2番（取本一則君） ここが太陽光の今、1Mのえらい大きい太陽光ができてるんですけど、奥さんが農地取得の要件を満たしておられたからですね、山砂採つとは中に農地がいっぱいあったわけですね。だからその農地を取得するため奥さんの名義で、植林目的で買われたですね。そしてそれを奥さんから旦那さんのほうに転用で、この太陽光とは全部されたんですよ、転用で。これは一部この入り口とけ小屋がちょっと残つとつとたい。あと中の昔からいっぱい出よつたやつは、太陽光の土地に転用されていた。それからこの入り口のところがですね、一部その通路として、その通路残つとつたんですけど、それを太陽光の大きい施設ができたもんだから、やっぱり大型のトラックとか重機が入るためですね、今、入り口がちょっと狭かもんだけんですね。広くするためにこの今、植林で前あげてあったのを、山砂採つたあとであんまり大きくもならないし、だから通路としてしたいと、ほるけんこれが最後です。

○13番（本田多美子君） わかりました。そういう、はい、わかりました。

○議長（東 令佐君） 事務局、今の答弁で大丈夫ですか。

○係長（上村健也君） ありがとうございます。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） それでは、ないようですので採決に移ります。農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第44号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第45号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第45号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平

成 27 年 7 月 6 日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1 番、申請物件が大浜町の田 1 6 8 m²で、転用目的が通路でございます。農地区分は、概ね 1 0 ヘクタール以上の一連の農地区分で、第 1 種農地と判断いたしておりますが、第 1 種農地は原則不許可でございますが、議第 4 6 号 6 番の個人住宅につながる通路であり、日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるということで許可可能でございます。

2 番、申請物件が安楽寺の畑 5 4 0 m²で、転用目的が農業用倉庫です。農地区分は、概ね 1 0 ヘクタール以上の一連の農地で、第 1 種農地と判断いたしております。第 1 種農地は原則不許可でございますけど、申請地に係る周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるということで許可可能でございます。

以上 2 件、合計 7 0 8 m²を御提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合のないものと判断いたしましたので、御提案申し上げております。

また、地元委員さんと同行のうえ現地調査を行なっておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

1 番より順に担当委員の説明をお願いいたします。1 番、どうぞ。

○1 0 番（坂本誠二君） 1 0 番、坂本です。1 番の案件について説明いたします。

この案件は、議第 4 6 号 6 番、個人住宅の建設許可申請と関連があります。対象となる個人住宅を機能させるため、一部農地を転用し、道路として利用させる案件であります。利用面積は 1 6 8 m²であります。

現地調査を実施し、結果、第 1 種農地ではありますが、農用地区域外ということでもあり、許可相当と判断いたしました。どうぞよろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、2 番、どうぞ。

○1 5 番（丸山近信君） 1 5 番、丸山です。転用目的は、農業用機械及び農業用の資材置場として、農業の拠点として倉庫を造るということです。汚水の発生はありません。雨水は自然浸透と、余り水は既存の排水路に排水する。それから、隣接地は東はですね、耕作放棄地で竹林になります。南側は住宅、西は道路があります。下は息子さんの住宅ということで、隣接地に被害をおよぼすことはありません。許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

(なしの声)

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第45号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第46号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第46号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成27年7月6日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件が松木の田172㎡外1筆、計434㎡で転用目的が個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断いたしております。

2番、申請物件が松木の田758㎡で、転用目的が調剤薬局及び駐車場です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しており、先ほどの議第43号1番の事業計画変更と関連しております。

3番、申請物件が築地の畑106㎡、転用目的が宅地拡張です。農地区分は、住宅の連単する区域内に隣接する農地で、第2種農地と判断し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

4番、申請物件が山田の畑22㎡外2筆、計339㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が山田の畑91㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、住宅の連単する区域に隣接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。なお、この物件の隣に380㎡の宅地がございます。

6番、申請物件が大浜町の田327㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の一団の農地の区域で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可でございますが、申請地に係る周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるということで、例外的に許可可能でございます。

7番、申請物件が上小田の畑1,196㎡外1筆、計1,688㎡で、転用目的が資材置場、駐車場、緩衝帯及び通路でございます。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な代替地がないものと判断しております。

8番、申請物件が三ツ川の田333㎡外2筆、計1,262㎡で、転用目的が進入用道路、駐車場及び資材置場です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断しており、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しており、先ほどの議第44号1番の事業計画変更と関連しております。

9番、申請物件が岱明町の田229㎡で、転用目的が駐車場です。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の一連の農地の区域で、第1種農地と判断いたしております。第1種農地は原則不許可でございますけど、申請地に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるということで、例外的に許可可能でございます。

10番、申請物件が天水町の畑226㎡外1筆、計461㎡で、転用目的が駐車場です。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の一連の農地の区域で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可でございますが、申請地に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるということで許可可能でございます。

11番、申請物件が天水町の田610㎡で、転用目的が貸駐車場です。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の一連の農地の区域で、第1種農地と判断しております。第1種農地については原則不許可でございますが、申請地に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるということで許可可能でございます。

12番、申請物件が天水町の田1,245㎡で、転用目的が49.5kwの太陽光発電施設です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

以上12件、合計7,444㎡を御提案申し上げます。

申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合のないものと判断いたしましたので御提案申し上げます。また、地元委員さん同行のうえ現地調査を行っておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より担当委員の説明をお願いいたします。

1番と2番は委員さんが同じですので、続けてどうぞ。

○3番（清田順次君） 3番、清田です。1番の案件について御説明申し上げます。

場所はですね、松木地区の区画整理された一画というふうなことで、東側と南側が道路に、市道に面してるというふうなことで、北側と西側は現在住宅地になってるというふうなことで、下水等から全部完備をいたしておりますので、何ら問題はありませんので、許可相当でございます。

2番の案件はですね、先ほどの43号1番の事業変更に伴う申請というふうなことで、薬剤の平屋というふうなことで、あと駐車場の約20台の駐車場というふうなことで、これも何ら問題ございませんので、許可相当でございます。以上でございます。

○議長（東 令佐君） 次、3、4、5も委員さんは同じですので、続けてどうぞ。

○4番（西川英文君） 4番、西川です。3、4、5の案件につきまして説明いたします。

まず3番の案件ですけども、これは築地のバイパスから上がったところのゴルフ場の近くの分譲地ですね、その分譲地を買われた方が、ちょっと手狭だということで、その隣接の農地を駐輪場とか物置に転用したいということの申請です。現場を見まして確認したんですけども、何ら問題ありませんので許可相当と判断いたします。

4番の案件です。これはぬかみね団地のすぐ近くでございますけども、もともと宅地分譲用に造成された農地です。進入路に市道に接しておりますし、そこに上下水が埋設されておりますので、家庭雑排水その他もろもろそれを利用するというのと、あとは雨水は自然浸透ですね、これも何ら問題なく許可相当と判断いたしました。

5番の案件ですが、これは現在の宅地に隣接する農地の転用なんですが、その宅地は現在、地目上宅地で家は建っておりませんが、そこに家を建てるということだそうです。もともと前の持ち主の家庭菜園かなんかの土地だったろうと思うんですよ、狭い面積が宅地と宅地の間に残っておりまして、それが今回転用ということで、これも現地調査の結果、何ら問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、6番、どうぞ。

○10番（坂本誠二君） 10番、坂本です。6番の案件について説明いたします。

申請者の使用貸人、借人は親子関係であります。貸人の農地を転用し借人の個人住宅を建設するものです。転用面積は327㎡、住宅の概要は鉄骨2階建てで13

1.49㎡となります。給排水計画ですが、雨水は四隅に浸透枘を設け集水し、隣接する水道に流します。生活雑排水、汚水は、合併浄化槽を設置し、処理のうえ排水路に流します。敷地はコンクリートブロックを設け土砂の流出を防ぎます。また、周囲が農地であるため、完成後の環境の変化はほとんどありません。先般、事務局ともども現地調査を実施し、検討しました結果、農用地区域外ということでもあり、許可相当と判断いたしました。なお、関連する議題45号1番については、先ほど説明したとおりであります。以上です。どうかよろしくお願いたします。

○議長（東 令佐君） 次、7番ですが、始末書が添付されておりますので、始末書の朗読をまずお願いいたします。

○係長（上村健也君） — 7番の案件について始末書朗読 —

○議長（東 令佐君） それでは、7番の説明をどうぞ。

○17番（田辺信之君） 17番の田辺です。今、事務局から始末書の朗読がありましたが、朗読のようにですね、現地は更地になっています。それで資材置場と駐車場、緩衝地帯ということですが、雨水はですね、今現在、工場が建ってます周りの側溝に流すということで、何ら問題はありません。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、8番、どうぞ。

○18番（鎌本勝利君） 18番、鎌本です。8番の案件について説明します。

この案件は44号1番と関連しています。メガソーラー敷地への進入路及び駐車場、資材置場をつくるための20年間の借地権を設定するそうです。現場は北側は公道、東側は荒れ地の原野状態、南側は水路、西側は法面状態の土地であります。現地はメガソーラーの管理用進入路及び点検車両の駐車場や災害用の臨時資材置場などにのみ利用するため、周囲の土地や作物などに被害を与えることは全くないものと思われまます。許可相当と判断しました。よろしくお願いたします。

○議長（東 令佐君） 次、9番、どうぞ。

○21番（田上 一君） 21番、田上です。9番の案件について説明します。

本件の借人は、岱明町大野下で幼稚園を経営しております。平成27年1月から制度が変わって認定こども園となったそうです。それで、今ここでは3歳以上がほとんどだったのが、0歳以上の保育が許可されることになったので、職員の数は今まで8名で、子どもの数が80名が115名になったそうです。それで職員の数も18名になり、子どもの数も多くなりましたので、駐車場が足りないとのことでした。それで、申請地の東側、南側は、ここは本人の経営している保育園の宅地になっております。北側は町道になっております。それで駐車場に建造物は予定しておりませんので、排水とか生活雑排水は関係ないそうです。雨水等は町道のほうに流すそうです。そういうわけで駐車場が足りないので申請するとの事ですけど、建物

も建てないので、近所に迷惑かけることはないので、許可相当と判断しました。よろしくをお願いします。

○議長（東 令佐君） 次、10番、どうぞ。

○31番（米野旨雄君） 31番、米野です。10番の案件について説明いたします。

コンビニエンスストアの駐車場としての転用です。東と西に建物がきます。南に水路、北に国道501号が走っています。最近休耕となって枯れて生産性はないものと思われました。給水施設は、計画といたしましては公共の上水がないため、ボーリングによる井戸水給水等を行なうそうです。排水計画といたしまして、雨水は敷地内をアスファルト舗装にして、排水溝を設けて南側の水路に流します。汚水は公共の下水道に接続して放流するそうです。農地への影響はないものと思われました。現地調査の結果、許可相当と思われまます。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、11、12番は委員さんが同じですので、続けてどうぞ。

○34番（堀田昌子君） 34番、堀田です。11番の案件について説明します。

譲受人は、申請地南の寺の住職です。葬儀等を行なう際の駐車スペースとして利用するものです。第1種農地ですので、ほかに土地を探されましたが適当な土地がなかったので、隣接するこの土地を選ばれました。南は寺、東と北は道に面しています。駐車場ですので給排水はありません。雨水のみですが、現在の地場高を維持し、砂利敷きの駐車場にする予定ですので、雨水は自然浸透、オーバーフロー分は東側の側溝に流します。現地調査の結果、許可相当と判断します。

次に、12番の案件について説明します。

使用貸人、使用借人は親子関係です。この土地は湿田、水はけが悪い生産性の低い土地ですので、太陽光発電を予定されています。現状は道路より低い土地のため、西側の道路と同じ高さ、50cmほど盛土をします。舗装はせず、埒仕上げを予定しているため、雨水は自然浸透ですけれども、浸透しきれない部分は南西の角に新設の集水枡を設け、隣接の水路に流します。完了後は法面を成形し、土砂の崩壊を防ぐ予定です。現地調査の結果、許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第46号については、許可相

当と意見決定することに決定しました。

次に、議第47号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第47号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定するものとする。平成27年7月6日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

別紙、農用地利用集積計画（案）のとおり、玉名市長より意見を求められております。20ページから22ページまでの21件の集積でございます。

所有権移転が2件の4,023㎡、利用権設定が18件の54,774㎡、代理事業が1件の5,346㎡で、合計21件の60,143㎡の集積でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、御提案申し上げております。よろしく審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。

農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第47号については、原案どおり意見決定することに決定しました。

次に、議第48号、農用地利用配分計画案の意見決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第48号、農用地利用配分計画案の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用配分計画案に対する意見について、次のとおり決定する。平成27年7月6日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

別紙農用地利用配分計画案のとおり、玉名市長より意見を求められております。24ページの集計表で計6件、25,007㎡の計画案のとおり、1番、2番、3番については、先月の総会で決定された農用地利用集積計画案の中で、また、4番、5番、6番については、下記の議第47号の19番、20番、21番で決定された農用地利用集積計画の中で、中間管理機構と利用権設定を行なったものでござい

す。今回の配分計画案を決定することにつきまして、県知事が利用配分計画を許可、告示し、農地中間管理機構が農地に受入れ、受け手に農地を貸し付けるということになります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 事務局より説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農用地利用配分計画案の意見決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第47号については、原案どおり意見決定することに決定しました。

-----○-----

5. 報 告

○議長（東 令佐君） 次に、報告第16号から17号を一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 25ページをお願いします。

報告第16号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理しましたので報告いたします。平成27年7月6日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は25ページから27ページまでの合計11件、30,909㎡の解約の通知を受理しております。

次に28ページで、報告第17号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告いたします。平成27年7月6日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回、5件の計3,704㎡の届出を受理しております。

以上、2件の報告を終わります。

○議長（東 令佐君） 事務局より報告がございました。質問などございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） 質問もないようですので、本日予定していました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

6. その他

○議長（東 令佐君） その他に移ります。その他何かございませんか。

-----○-----

7. 閉 会

○議長（東 令佐君） これをもちまして農業委員会総会を閉会いたしたいと思います。
どうも御苦労さんでした。

-----○-----

閉 会 午後3時00分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成27年7月6日

玉名市農業委員会会長 東 令佐

農 業 委 員 松本 恒幸

農 業 委 員 荒木 ひろ子